

# 電力調達に係る 環境配慮契約について

令和7年4月

環境生活部温暖化対策推進課

# 経緯

- 県は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言を行い、エコオフィspranにおいても「2030年度に2013年度比で二酸化炭素排出量51%削減」を目標としている。
- 県の二酸化炭素排出量の約8割は電力の使用によるもの。
  - 電力の使用による二酸化炭素排出量の削減は重要。
- 二酸化炭素の排出削減を図るため、環境配慮契約法に基づき、令和3年3月に「千葉県電力の調達に係る環境配慮方針」を策定し、電力の調達において、環境に配慮した契約、いわゆる「環境配慮契約」を推進している。

# 電力の調達に係る環境配慮方針（千葉県）の概要

## <対象>

知事部局、教育庁、企業局、病院局及び警察本部が小売電気事業者から電力を調達する際に、原則として適用。

## <方法>

評価基準を満たす者と契約する。

## <実績の公表>

温暖化対策推進課が、実施状況を毎年度集計し、千葉県ホームページ等により公表する。

## 方針改定の概要（令和7年4月1日施行）

競争入札における評価基準の区分・配点及び随意契約における評価基準を変更

# 県の電力契約の状況

- 電力の小売が全面自由化され、電力小売事業者は国内約720者、県の入札参加業者名簿掲載業者は20者以上ある。
- 県が契約する高圧・特別高圧の施設の電力調達契約、全〇件のうち、入札を実施したものの（不調を含む）は〇件、少額随契や農事用電力等による随意契約が〇件、入札を実施せず東京電力と契約継続している随意契約が〇件あった。（令和6年4月1日現在）

電力は契約数が多く、また年度末に入札が集中するため、所属や部局内の複数の施設をまとめて一括して入札することで、スケールメリットを出して、入札参加業者を増やすとともに、コスト低減、業務効率化を図ることも考えられる。

# 実施方法（競争入札）

国の基本方針に基づき、評価基準を満たす者に入札参加資格を付与する方法で実施する。

## ＜実施手順＞

1. 入札に参加を希望する事業者が温暖化対策推進課に毎年度「評価依頼書」を提出。
2. 温暖化対策推進課において「競争入札における評価基準」への適合状況を判定する。判定結果を事業者へ通知し、庁内にもHP等で周知する。
3. 契約担当者は、入札公告等の参加者の要件に「適合と判定された者」と記載する。
4. 契約担当者は、入札参加資格確認審査時に、2の判定結果を確認し、入札参加資格を確認する。

# 評価基準（競争入札）

次の2つを満たすこと。

- (1) 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。
- (2) ①～④の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

※評価項目及び配点は国の例を準用しており、国の配点例の改定に併せて、県の基準も毎年度末に改定。

項目	区分	配点
① 令和5年度1キロワット時当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000以上 0.350未満	70
	0.350以上 0.375未満	65
	0.375以上 0.400未満	60
	0.400以上 0.425未満	55
	0.425以上 0.450未満	50
	0.450以上 0.475未満	45
	0.475以上 0.500未満	40
	0.500以上 0.520未満	35
	0.520以上	0
② 令和5年度の未利用エネルギーの活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

# 実施方法（随意契約）

「随意契約における評価基準」を満たす事業者と契約するよう努めるものとする。

なお、入札不調により随意契約を行う場合も含む。

## ＜評価基準＞

令和5年度1キロワット時当たりの二酸化炭素排出係数が、 $0.520 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ 未満であること。

## ＜実施手順＞

- 契約担当者は、評価基準を満たす事業者から見積書を徴する。
- 事業者の二酸化炭素排出係数の確認方法は、「[評価基準の解説](#)  
[\(2\) ①](#)」を参照。

# 参考

# 評価基準の解説（1）

（1）電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）していること。

※経済産業省の「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

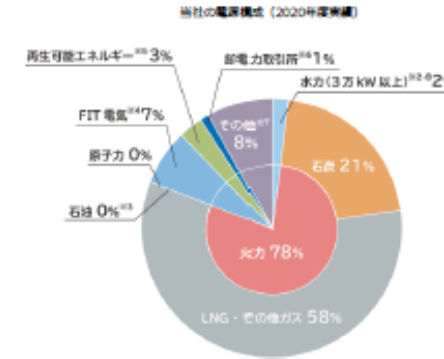
経済産業省HP

<https://www.emsc.meti.go.jp/info/guideline/>

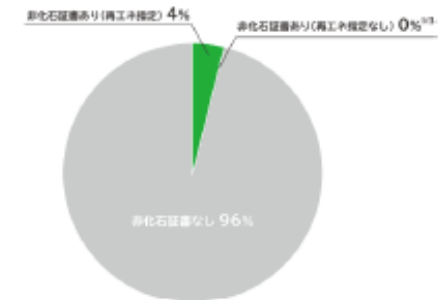
東京電力の例  
(ホームページ)

## 電源構成・非化石証書の使用状況

当社がお客さまにお届けした電気の電源構成と非化石証書の使用状況は以下のとおりです<sup>※1</sup>。



当社の非化石証書の使用状況（2020年度実績）<sup>※2</sup>



※1 当社はCO<sub>2</sub>フリーの電気料金プラン（水力発電100%のアクシアプレミアムや非化石証書付電力）を一部の顧客さまに対して提供しており、それは別のメニューの構成と表示してあります。  
 ※2 2020年12月の電力のつくり、非化石証書を利用していない場合は、再生可能エネルギーとしての属性やCO<sub>2</sub>削減効果はCO<sub>2</sub>削減効果として認められず、火力発電と同等とみなされ、CO<sub>2</sub>排出係数を算定して開示されています。  
 ※3 2020年度実績のため、総発電量が2%と記載してあります。  
 ※4 当社が行う電気を調達する業務の一部は、当社の得意先さま以外の方も含め、電力をどの程度の量でどの程度の再生可能エネルギー発電設備を調達しているかにより異なります。この電気のうち、非化石証書を利用していない場合は、再生可能エネルギーとしての属性やCO<sub>2</sub>削減効果はCO<sub>2</sub>削減効果として認められず、火力発電と同等とみなされ、CO<sub>2</sub>排出係数を算定して開示されています。  
 ※5 太陽光・風力・水力（1万kW未満）・バイオマス以外の、再生可能エネルギーの非化石証書を使用した電力です。  
 ※6 卸電力取引所から調達した電力には水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。  
 ※7 当社から調達している電力で発電量が特定できないものが含まれます。  
 ※8 2020年度における非化石証書の使用状況は、本年2020年1月1日から2月31日までの非化石証書を算定することとなりますが、99%非化石証書の発行開始が2020年4月1日開始からであり、2020年度として発行可能な非化石証書の発行が月分であったため、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー源の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給事業者等）」の順次と同等に算定電力を12割にして算定しています。  
 ※9 当社の合計は発電設備の割合で100%にならない場合や、内訳の合計が異なる場合があります。

## 当社のCO<sub>2</sub>排出係数（2020年度実績）

CO<sub>2</sub>排出係数（調整後排出係数）は0.441kg-CO<sub>2</sub>/kWh<sup>※</sup>

※ 「気候変動対策の推進に関する法律」に基づき、国に報告した値です。各メニューの排出係数については[こちら](#)

# 評価基準の解説 (2) ①

## ① 令和5年度1キロワット時当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO<sub>2</sub>/kWh)

地球温暖化対策推進法に基づき、公表されている  
令和5年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。

環境省HP 「電気事業者別排出係数一覧」の「令和7年提出用」を参照  
<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

※公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した  
調整後排出係数を用いることができるものとする。

調整後排出係数を使用  
複数メニューある場合は、  
「(参考値)事業者全体」の値  
単位が **t (トン)** であるため、  
**値を1000倍する**

【小売電気事業者】

登録番号	電気事業者名	基礎排出係数 (t-CO <sub>2</sub> /kWh)	調整後排出係数 (t-CO <sub>2</sub> /kWh)	各事業者の把握率(%)	把握できなかった理由	
A0002	イーレックス(株)	0.00083	0.000441※	100.00		
A0003	リエスパワー(株)	0.00063	0.000000	100.00		
A0004	エバーグリーン・リテイリング(株)	0.00092	メニューA	0.000000	-	
			メニューB(残差)	0.000437		
			(参考値)事業者全体	0.000492		
A0006	エバーグリーン・マーケティング(株)	0.00054	メニューA	0.000000	34.52	係数が代替値の事業者からの受電のため
			メニューB(残差)	0.000441		
			(参考値)事業者全体	0.000486		
A0007	(株)SEウイングズ	0.00057	0.000372	100.00		
A0008	(株)イーセル	0.00081	0.000426	-		

# 評価基準の解説 (2) ②③

## ② 令和5年度の未利用エネルギーの活用状況

- ・ 工場等の廃熱又は排圧
- ・ 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再エネ特措法第2条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
- ・ 高炉ガス又は副生ガス

## ③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況

供給電力のうち、次の割合

- ・ 太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて自社で発電した電気の非化石証書の量
- ・ 他社から電気と一緒に供給され電源特定できる非化石証書の量
- ・ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度の電力量
- ・ J-クレジット制度により認証された電力相当量
- ・ 市場から調達した非化石証書（再エネ指定）の量（FIT+トラッキング付き非FIT）

## 評価基準の解説（2）④

### ④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組

#### ＜評価内容＞

- ・ 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・ 需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・ 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・ 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること 等

※不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

# 再生可能エネルギー電力の調達

- 民間企業を中心に、再生可能エネルギー由来の電力を使用する取組が広がっている。
- 再生可能エネルギー電力は、電力に加え、再生可能エネルギー由来であるという環境価値（証書等）を併せて調達するもの。
- 電力調達の仕様において供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率を指定するか、再エネ電力メニューを選択して契約し、調達する。

<参考> RE 100

企業が自らの事業の使用電力を 100 %再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ。

<https://www.env.go.jp/earth/re100.html>